

戸籍謄本等一覧表

- ・ 「被相続人」＝亡くなった方、「申述人」＝放棄する方 のことです。
- ・ 抄本（一部事項証明書）ではなく、謄本（全部事項証明書）を取得してください。
- ・ 重複（共通）するものは1通で足りません。同一の被相続人について、他の申述人が既に提出済みのものは不要です。
- ・ 審理のために必要な場合は、ご提出いただいた戸籍謄本等のほかに、追加の戸籍謄本等のご提出を後日お願いすることもあります。

申述人（被相続人の_____）	必要な書類
・配偶者	1 被相続人の死亡時の戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 2 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍の附票 3 申述人の現在の戸籍謄本

第1順位

・子	1 被相続人の死亡時の戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 2 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍の附票 3 申述人の現在の戸籍謄本
（代襲相続 子が被相続人より先に死亡しているとき） ・孫（死亡している子の子）	1 被相続人の死亡時の戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本 2 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍の附票 3 申述人の現在の戸籍謄本 4 被相続人の子（申述人の父又は母）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

第2順位

・父母	1 被相続人の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までの「被相続人が載っている全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本」 2 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍の附票 3 申述人の現在の戸籍謄本 被相続人の子（及びその代襲者）が死亡しているときは 4 子（及びその代襲者）の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までの「子（及びその代襲者）が載っている全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本」
（父母が死亡している又は相続放棄をしているとき） ・祖父母	1 父母の1～4と同じ 被相続人の父母が死亡しているときは 2 父母の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

第3順位

<p>・きょうだい</p>	<p>1 被相続人の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までの「被相続人が載っている全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本」</p> <p>2 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍の附票</p> <p>3 申述人の現在の戸籍謄本</p> <p><u>被相続人の子（及びその代襲者）が死亡しているときは</u></p> <p>4 子（及びその代襲者）の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までの「子（及びその代襲者）が載っている全ての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本」</p> <p><u>被相続人の父母が死亡しているときは</u></p> <p>5 父母の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本</p> <p>※被相続人の年齢が申述時に100歳以上となる場合は、下記6も含めて不要。</p> <p>※被相続人の年齢が申述時に85歳以上100歳未満となる場合は、父母が亡くなっている旨の供述があれば、下記6も含めて不要。</p> <p>→★別途、上申書をご提出ください。</p> <p>※養父母については、養父母の生年月日によっては、死亡が分かる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本の提出をお願いすることもあります。</p> <p><u>被相続人の祖父母が死亡しているときは</u></p> <p>6 祖父母の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本</p> <p>※父母の年齢が申述時に100歳以上となる場合は不要。</p> <p>※父母の年齢が申述時に85歳以上100歳未満となる場合は、祖父母が亡くなっている旨の供述があれば不要。</p> <p>→★別途、上申書をご提出ください。</p>
<p>（代襲相続 きょうだいが被相続人より先に死亡しているとき）</p> <p>・おい、めい</p> <p>（死亡しているきょうだいの子）</p>	<p>1 きょうだいの1～6と同じ</p> <p>2 被相続人のきょうだい（申述人の父又は母）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本</p>